

第37号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同項第7号中「第51条第7号」を「第51条第6号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同条第2項中「知事又は」及び「（知事にあつては、自動車税に関するものに限る。）」を削り、同条第3項中「知事又は」を削る。

第4条第1項の表自動車税の項中「自動車の所有者」を「普通徴収による場合は、自動車の所有者」に改め、同項に次のように加える。

証紙徴収による場合は、島根運輸支局の所在地

第4条第1項の表固定資産税の項の次に次の1項を加える。

自動車取得税	島根運輸支局の所在地
--------	------------

第46条第6号中「結核予防法（昭和26年法律第96号）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第1項若しくは第3項」に改める。

第51条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第60条第3号中「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項若しくは第3項」に改める。

第63条第4号中「第51条第6号」を「第51条第5号」に、「一般貸切用」を「一般乗合用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正前の島根県県税条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に知事に対してされた申請その他の行為で、同日以後においては東部県民センターの長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、東部県民センターの長がした処分その他の行為又は東部県民センターの長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和46年島根県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「 (人事委員会規則で定める職員を除く。) 」を削る。